

3

令和2年第5回
多治見市議会定例会
議案説明資料

令和2年11月19日

目次

報第23号	専決処分の報告について	1
報第24号	専決処分の報告について	1
報第25号	専決処分の報告について	1
議第129号	多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するについて	1
議第130号	多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて	2
議第131号	多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて	2
議第132号	多治見市森林環境譲与税基金条例を制定するについて	3
議第133号	多治見市職員定数条例の一部を改正するについて	4
議第134号	多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するについて	5
議第135号	多治見市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正するについて	6
議第136号	多治見市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて	7
議第137号	多治見市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例等の一部を改正するについて	9
議第138号	多治見市駐車場条例の一部を改正するについて	9
議第139号	多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正するについて	9
議第140号	多治見市火災予防条例の一部を改正するについて	10
議第141号	令和2年度多治見市一般会計補正予算(第6号)	
議第142号	令和2年度多治見市土地取得事業特別会計補正予算(第1号)	
議第143号	令和2年度多治見市営住宅敷金等特別会計補正予算(第2号)	
議第144号	令和2年度多治見市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	
議第145号	令和2年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	
議第146号	令和2年度多治見市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
議第147号	令和2年度多治見市水道事業会計補正予算(第1号)	
議第148号	令和2年度多治見市下水道事業会計補正予算(第1号)	
議第149号	令和2年度多治見市病院事業会計補正予算(第1号)	
1	令和2年度会計別補正予算表	12
2	令和2年度一般会計予算(補正第6号)の主要内容	13
3	令和2年度一般会計税等内訳一覧表(補正第6号)	21

4	令和2年度一般会計予算（補正第6号）の主要内容（継続費・繰越明許費・債務負担行為）	22
5	特別会計の主な事業内容	24
6	企業会計の主な事業内容	27
7	【参考】新型コロナウイルス感染症対応に係る補正予算の状況	28
8	財政判断指数の見込み	29
議第150号	物品供給契約の締結について	30
議第151号	物品供給契約の締結について	30

報第23号 専決処分の報告について

令和2年7月22日午後3時10分頃、市内月見町3丁目地内の市道415100線において、本市職員（三の倉センター所属）が草刈機での草刈作業中に、石を飛散させ、同線を東進中の軽自動車に当て、同車両左フロントドアガラスを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和2年9月4日、88,550円と定めた。

〔過失割合：市側100%、相手側0%〕

報第24号 専決処分の報告について

令和2年7月4日午後0時30分頃、市内赤坂町7丁目地内の林道才竹線において、同線を北進中の軽自動車に倒れてきた木が衝突し、同車両フロントガラス及び右側面を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和2年10月8日、629,666円と定めた。

〔過失割合：市側100%、相手側0%〕

報第25号 専決処分の報告について

令和2年3月23日議第39号をもって議決を経た昭和小学校校舎棟外壁等改修工事に係る株式会社吉川組との工事請負契約の一部について、令和2年10月23日、次のように変更した。

変更点

- 1 契約金額 〔変更後〕 一金 250,699,900円
〔変更前〕 一金 255,200,000円

- 2 変更理由

外壁の一部について施工方法を簡素化したため。

議第129号 多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するについて

- 1 改正趣旨

人事院勧告における一般職職員の期末手当支給割合の引下げに準じ、市議会議員の期末手当支給割合を改める。

- 2 改正内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める（第5条関係）。
（単位：月分）

区分	改正前	改正後	
		令和2年度	令和3年度以降
6月	2.225	2.225	2.20
12月	2.225	2.175	2.20
合計	4.45	4.40	4.40

- 3 施行日

令和2年度分 令和2年12月1日

令和3年度以降分 令和3年4月1日

議第130号 多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

人事院勧告における一般職職員の期末手当支給割合の引下げに準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当支給割合を改める。

2 改正内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める（第5条関係）。
（単位：月分）

区分	改正前	改正後	
		令和2年度	令和3年度以降
6月	2.225	2.225	2.20
12月	2.225	2.175	2.20
合計	4.45	4.40	4.40

3 施行日

令和2年度分 令和2年12月1日

令和3年度以降分 令和3年4月1日

議第131号 多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて

1 改正趣旨

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、次の条例について、所要の改正を行う。

- (1) 多治見市職員の給与に関する条例
- (2) 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
- (3) 多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例
- (4) 多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

2 改正内容

- (1) 多治見市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条・第2条）

期末手当の支給割合を次のとおり改める（第18条の4関係）。

（単位：月分）

区分		改正前	改正後	
			令和2年度	令和3年度以降
一般職員 （特定管理職員を 除く。）	6月	1.3	1.3	1.275
	12月	1.3	1.25	1.275
	合計	2.6	2.55	2.55
一般職員 （特定管理職員）	6月	1.1	1.1	1.075
	12月	1.1	1.05	1.075
	合計	2.2	2.15	2.15

- (2) 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条・第4条）

期末手当の支給割合を次のとおり改める（第9条関係）。

（単位：月分）

区分	改正前	改正後	
		令和2年度	令和3年度以降
6月	2.25	2.25	2.225
12月	2.25	2.20	2.225
合計	4.50	4.45	4.45

- (3) 多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正（第5条・第6条）

期末手当の支給割合を次のとおり改める（第6条関係）。

（単位：月分）

区分	改正前	改正後	
		令和2年度	令和3年度以降
6月	2.25	2.25	2.225
12月	2.25	2.20	2.225
合計	4.50	4.45	4.45

- (4) 多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第7条・第8条）

(1)に伴い、所要の改正を行う。

3 施行日

令和2年度分 令和2年12月1日

令和3年度以降分 令和3年4月1日

議第132号 多治見市森林環境譲与税基金条例を制定するについて

1 制定趣旨

国から譲与を受ける森林環境譲与税について、計画的に森林の整備に関する施策等に要する経費に充てるため、基金を設置する。

2 主な内容

- (1) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下「法」という。）に基づき国から譲与を受ける森林環境譲与税を財源とし、森林の整備及びその促進に関する施策（以下「森林整備等施策」という。）に要する経費に充てるため、多治見市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する（第1条関係）。
- (2) 基金は、予算に定める額を積み立てる（第2条関係）。
- (3) 市長は、森林整備等施策に要する経費に充てるため必要と認めたときは、基金の全部又は一部を処分することができる（第3条関係）。
- (4) 基金の管理運用に関する規定を設ける（第4条～第6条関係）。

3 施行日

令和3年1月1日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

法が平成31年4月1日に施行され、令和元年度より国から森林環境譲与税の譲与を受けることとなった。森林環境譲与税は、森林の整備に関する施策並びにそれを担う人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進など森林の整備の促進に関する施策に充てることとされている。

森林環境譲与税は毎年譲与されることから、多治見市の森林の整備に関する施策等について、将来にわたって計画的な執行と財源管理をしていくため、基金を設置することとする。

なお、基金には、その年度に譲与を受けた森林環境譲与税から当該年度における充当対象事業費を控除した額を積み立てることとする。

【市民参加状況報告（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

[案 件] 多治見市森林環境譲与税基金条例の制定について

[実施期間] 令和2年8月21日から同年9月20日まで。

[寄せられた意見と市の回答] 提出された意見なし。

議第133号 多治見市職員定数条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

第5次定員適正化計画の策定に伴い、標記条例について、所要の改正を行う。

2 改正内容

職員の定数を次のとおり改める（第2条関係）。

事務部局及び機関の区分		定数	
		改正前	改正後
市長の事務部局	一般の部局の職員	558人	552人
	水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の職員	47人	43人
議会の事務部局		7人	6人
選挙管理委員会の事務部局		兼 5人	(改正なし)
監査委員の事務部局		5人	(改正なし)
教育委員会の事務部局		28人	30人
教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局		33人	29人
農業委員会の事務部局		2人	(改正なし)
固定資産評価審査委員会の事務部局		兼 5人	(改正なし)
公平委員会の事務部局		兼 5人	(改正なし)
消防機関		110人	113人
合計		790人	780人

3 施行日

令和3年4月1日

議第134号 多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び主な内容

前年度において休職にされた職員又は停職にされた職員について、年次有給休暇の日数を、当該前年度の休職又は停職の期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数とする（第12条関係）。

2 施行日

令和3年4月1日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

1 職場の規律及び公務能率の確保の観点から、検討が必要な病
気休暇や病気休職の例が生じている。

2 病気休暇・病気休職制度の見直しの一環として、労働基準法
第39条（年次有給休暇）を参考として、年次有給休暇の付与の
新たな算定方法を設けることとした。

（労働基準法第39条のポイント）

（1） 6箇月間継続勤務し、8割以上出勤した労働者に対し、
10日付与。勤務年数に応じて加算付与。

（2） 1年間に全労働日の8割以上出勤した労働者に対して付
与しなければならないとし、8割未満の場合は付与を要しな
い。

3 上記を踏まえ、前年度の実勤務日に応じ年次有給休暇を付与
することとし、年度途中の採用者への付与の場合（多治見市職
員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第1）を参考に新たに
同規則に規定を設けることとする。

（内容）

休職又は停職の処分を命ぜられた職員に付与する年次有給休暇日数については、前年
度の休職等の期間に応じて20日から一定日数を減じて、翌年度の年次有給休暇日数を付
与する（新表）。

※2年超休職しても、繰越しを含め年度当初に10日を付与

【市民参加状況報告（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

【案 件】 病気休暇・病気休職制度の見直しについて

【実施期間】 令和2年6月29日から同年7月29日まで。

【寄せられた意見と市の回答】

（意見の要旨）（1） 現行のままにすべき。他の自治体と比較しても、条件が厳しすぎ
ると思います。

（2） 検討が必要と考えられる病気休暇や病気休職の実例は何件程度あ

（新表）

前年度の休職・ 停職の期間	付与 日数
1月以下	20日
1月超2月以下	20日
2月超3月以下	20日
3月超4月以下	18日
4月超5月以下	16日
5月超6月以下	15日
6月超7月以下	13日
7月超8月以下	11日
8月超9月以下	10日
9月超10月以下	8日
10月超11月以下	6日
11月超	5日

るのですか。

- (3) 受診するかどうかは個人のプライバシーの問題であり、受診命令の規定化や異なる医師による診断書を2通求めることは厳しすぎると思います。
- (4) 心身の故障がある職員に対しては、制度の見直しをするのではなく、個別に対応することによって職場復帰を促すべきだと思います。
- (5) 年齢を重ねれば病気を患い、長期の療養が必要となる職員もいるため、病気になっても働きやすい職場環境を整えるべきだと思います。
- (6) 新型コロナウイルス感染症拡大防止における臨時休校（園）により子の世話が必要で出勤困難と認められる場合の市職員の特別休暇について、規定する必要はないのですか。
- (7) 受診命令の規定化について、医師の診断はオンライン診療を含むと考えているのですか。

- (市の考え方)
- (1) 病気休暇・病気休職の制度については、自治体によって条例や規則の規定が必ずしも共通しておらず、国の人事院規則等を参考にして各自自治体が定めているものです。自治体がそれぞれの実情を踏まえて定めるものであることから、条件が異なってくることはやむを得ないと考えています。
 - (2) 令和元年度における心身の故障による病気休職者数は12人になります。
 - (3) 職員の心身故障の回復の可能性及び職務遂行の可否については、医師の専門的診断がなければ判断することができません。職員本人に対して受診勧奨・命令を行うことは必要なものと考えています。医師による診断書については、1名の医師による診断書で十分判断できる場合は、1通でも可とする例外を設ける予定です。
 - (4) 心身の故障が原因で病気休職となった職員に対しては、人事課に所属する保健師が中心となり、個別ケース会議等、専門医を加えた職場復帰支援を行っています。職員への個別対応をしてもなお、検討が必要と考えられる事例が生じているため、今般、制度の見直しを行うものです。
 - (5) 職員が病気になっても働きやすい職場環境については、健康診断やストレスチェックの実施、心身不調者へのサポート等、さまざまな方法によって、その実現に向けて取り組んでいます。
 - (6) 現行のままで運用可と考えていますので、規定しない予定です。
 - (7) 厚生労働省が認めている診療を指します。

議第135号 多治見市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び主な内容

- (1) 職員を休職又は復職する場合において、医師2人による診断により判断することとしているが、市の規則で定める場合にあっては、1人による診断でも判断ができることとする（第4条及び第5条関係）。
- (2) その他所要の改正を行う（第5条及び第7条関係）。

2 施行日
公布の日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

- 1 職員の分限の手續及び効果に関する条例第4条では、病気休職処分する場合、医師2人の診断によることとされているが、医師1人による診断で足りる場合もあるため、規定を整備することとした。原則は、病気休職処分には、医師2人による診断書を求めることとする。ただし、処分期間の更新、事故による身体損傷が明らかな場合、悪性新生物による疾患の場合など1人の医師による診断書で十分判断できるものは医師1人でも可とすることとする。
- 2 上記1に併せ、職員の分限の手續及び効果に関する条例第7条を削除する。

（理由）

同条は、休職の効果として、休職期間を満了したときは、当然退職者となると規定しているが、休職3年超でも医師2人の診断書により回復が不十分で職務の遂行に堪えないと判断することが必要とされており、「当然退職者」と規定することは適切ではない。

【市民参加状況報告（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手續

議第134号 多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するについてのパブリック・コメント手續欄参照

議第136号 多治見市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

- 1 改正趣旨
多治見市北市場霊園に合葬式墓地を置くことに伴い、所要の改正を行う。
- 2 主な改正内容
 - (1) 多治見市北市場霊園に合葬式墓地を置く（第3条関係）。
 - (2) (1)の合葬式墓地は、個別埋蔵施設、共同埋蔵施設及び記名板掲示場をもって構成する（第3条関係）。
 - (3) 合葬式墓地について、使用の許可及び使用の目的の規定を整備する（第4条及び第5条関係）。
 - (4) 合葬式墓地の使用者の資格について、次のいずれかに該当する者であることとする（第6条関係）。
 - ア 本市に住所を有する者で、焼骨等を所持しているもの
 - イ 死亡時に市民であった者の焼骨等を所持している者
 - ウ 多治見市霊園のえい地を返還するために当該えい地に埋蔵している全ての焼骨を改葬しようとする者

- (5) 合葬式墓地への埋蔵方法について規定する（第8条の2関係）。
 - ア 合葬式墓地への焼骨の埋蔵は、市長が行う。
 - イ 個別埋蔵施設の使用期間が経過した焼骨は、引き続き共同埋蔵施設に埋蔵する。
- (6) 合葬式墓地の使用期間について規定する（第8条の3関係）。
 - ア 個別埋蔵施設の使用期間は、使用許可の日から20年（60年を限度とし、20年を単位に延長が可能）。
 - イ 共同埋蔵施設の使用は、焼骨の埋蔵をもって終わる。
 - ウ 記名板掲示場の使用期間は、個別埋蔵施設の使用期間とする。
- (7) 合葬式墓地の使用料は、次のとおりとする（第9条及び別表第3の2関係）。

種別	金額
個別埋蔵施設	12万円
個別埋蔵施設（使用期間の延長20年につき）	7万円
共同埋蔵施設	5万円

- (8) 合葬式墓地については、管理料を徴収しない（第12条関係）。
- (9) 合葬式墓地の使用の承継について規定する（第17条関係）。
 - ア 個別埋蔵施設の使用は、使用期間内において、正当な祭しの主宰者に限り、市長の許可を得て、承継することができる。
 - イ 共同埋蔵施設の使用は、焼骨の埋蔵前において、正当な祭しの主宰者に限り、市長の許可を得て、承継することができる。
- (10) 個別埋蔵施設の使用期間内に焼骨を引き取り、合葬式墓地の使用を廃止しようとするときの届出について規定する（第18条関係）。
- (11) 使用許可の取消し事由に合葬式墓地に係る事由を追加する等の改正を行う（第20条関係）。
- (12) 罰則事由に合葬式墓地に係る事由を追加する（第26条関係）。
- (13) 多治見市霊園整備基金条例について、所要の改正を行う（附則第2項関係）。

3 施行日

令和3年4月1日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

少子高齢化や核家族化が進み、従来の墓地を承継して管理していくことが困難になるなど、墓地を取り巻く状況が変わってきている。

第7次多治見市総合計画の後期計画において、合葬式墓地を整備することを掲げたところ。

令和2年度末に合葬式墓地が完成し、令和3年度当初に供用を開始することに伴い、多治見市霊園の設置及び管理に関する条例について所要の改正を行う。

【市民参加状況報告（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

【案 件】 合葬式墓地の永代使用料及び申込資格等について

【実施期間】 令和2年9月29日から同年10月29日まで。

[寄せられた意見と市の回答] 提出された意見なし。

議第137号 多治見市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例等の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び内容

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正（令和2年法律第28号）に伴う号ずれについて、次の条例中の引用箇所を改める。

- (1) 多治見市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- (2) 多治見市市道の構造の技術的基準を定める条例
- (3) 多治見市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

2 施行日

令和3年4月1日

議第138号 多治見市駐車場条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

- (1) 多治見市駐車場（以下「駐車場」という。）に係る共通利用券を廃止する。
- (2) 駐車場の利用促進を図るため、新たにプリペイドカードを導入するため、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

- (1) 定期利用に係る規定を整備する（第6条他関係）。
- (2) 駐車場に係る共通利用券を廃止する（第8条関係）。
- (3) 指定管理者は、新たに、駐車場ごとに使用できるプリペイドカードを発行できることとし、その額は、券面の記載総額以下で指定管理者が市長の承認を得て定める額とする（第8条関係）。
- (4) 施行日前に発行された共通利用券は、改正後も豊岡駐車場に限って使用することができることとするとともに、還付の請求があったときは、施行日から令和3年9月30日までの間に限り、未利用額に0.909を乗じて得た金額（端数切上げ）を還付するものとする（附則第2項関係）。

3 施行日

令和3年4月1日

議第139号 多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

多治見駅周辺の土地の高度利用を促す施策の一環として、駐車場附置義務の基準を国が示す標準基準と同じとする等の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 建築物の新築の場合の駐車施設の附置義務の基準を次のとおり改める（第2条関係）。

建築用途		駐車施設1台の整備を要する建築床面積	
		改正後	改正前
特定用途	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	150 m ²	150 m ²
	事務所の用途に供する部分	200 m ²	
	特定用途（百貨店その他の店舗及び事務所を除く。）に供する部分	200 m ²	
非特定用途		450 m ²	300 m ²

(2) 建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置義務について、耐震性の向上、移動等の円滑化その他の当該建築物の利用者の安全性の向上を目的とした建築物の増築又は建築物の部分の用途の変更であって、市長が附置の必要がないと認めるものについては、対象としないこととする（第5条関係）。

(3) 特例により隔地で附置することができる距離について、200メートル以内（当該建築物が特に土地の高度利用への転換を推進する区域として市長が別に定める区域に所在する場合は、300メートル以内）（改正前：おおむね200メートル以内）とする（第9条関係）。

3 施行日

令和3年4月1日

議第140号 多治見市火災予防条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正（令和2年総務省令第77号）に伴い、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

- (1) 対象火気設備等のうち、急速充電設備の全出力の上限を200キロワット（改正前：50キロワット）に改める（第13条の2関係）。
- (2) (1)に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を追加する（第13条の2関係）。
- (3) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）について、消防長への設置の届出を要することとする（第47条関係）。

3 施行日

令和3年4月1日

議第141号 令和2年度多治見市一般会計補正予算(第6号)

議第142号 令和2年度多治見市土地取得事業特別会計補正予算(第1号)

議第143号 令和2年度多治見市営住宅敷金等特別会計補正予算(第2号)

- 議第144号 令和2年度多治見市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第145号 令和2年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第146号 令和2年度多治見市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議第147号 令和2年度多治見市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第148号 令和2年度多治見市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第149号 令和2年度多治見市病院事業会計補正予算(第1号)

令和2年度 会 計 別 補 正 予 算 表

(単位:千円)

議案番号	会 計 名	補正番号	補正前額	補正額	補正後の額
議第141号	一 般 会 計	補正第6号	56,157,965	421,714	56,579,679
議第142号	土地取得事業特別会計	補正第1号	635,843	12,290	648,133
議第143号	市営住宅敷金等特別会計	補正第2号	8,141	785	8,926
議第144号	国民健康保険事業特別会計	補正第3号	11,108,088	4,662	11,112,750
議第145号	介護保険事業特別会計	補正第2号	10,248,334	14,700	10,263,034
議第146号	後期高齢者医療特別会計	補正第2号	1,607,398	0	1,607,398
議第147号	水道事業 会 計	補正第1号	3,386,708	0	3,386,708
議第148号	下水道事業 会 計	補正第1号	5,842,238	0	5,842,238
議第149号	病院事業 会 計	補正第1号	1,120,664	52,019	1,172,683
予 算	総 括 集 計		90,206,437	506,170	90,712,607

令和2年度一般会計予算(補正第6号)の主要内容

(単位:千円)

議第141号

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳		
					国県支出金	地方債	その他
1	全款	職員人件費等	人事異動(採用・退職を含む)に伴う人件費の減額	△ 120,910			△ 120,910
2	全款	職員人件費等	人事院勧告に準じた期末手当の減額	△ 13,915			△ 13,915
3	議会費	議員報酬等	人事院勧告に準じた期末手当の減額	△ 621			△ 621
4	総務費	災害補償費	会計年度任用職員の通勤災害療養費に伴う災害補償費の増額	1,000			1,000
5	総務費	職員福利厚生事業費	新型コロナウイルス感染症対策に係る職員向け(会計年度任用職員を含む)インフルエンザ予防接種動員に伴う負担金の増額 ※ 正規職員780人及び会計年度任用職員620人を対象に一人1,000円を助成(当初予算で正規職員400人分は予算化済み)	1,000			1,000
6	総務費	庁舎・庁用設備等改良関係費	本庁舎内空調機修繕等に伴う工事請負費の増額 ※ 2階旧電話交換室及び3階北側西端	1,287			1,287
7	総務費	新本庁舎建設事業費	新本庁舎検討市民委員会の設置に伴う報償費等の追加 ※ 委員12人 委員会2回開催予定	132			132
8	総務費	新生児特別定額給付金事業費	令和2年11月2日から令和3年4月1日までに出生した新生児向けの特別定額給付金(10万円)支給に伴う補助金等の増額 ※ 300人を想定 繰越明許費も予算化	30,037			30,037

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
9	総務費	地域公共交通対策関係費	新型コロナウイルス感染症の影響による路線バス事業者の運営支援に伴う補助金の追加 ※ 経常経費から運賃収入を控除した額の1/2相当を補助(令和2年度の1年間で市内路線に限る) ※ 繰越明許費も予算化	10,115			10,115	
10	総務費	文化会館施設整備費	文化会館大規模改修事業に係る実施設計業務に伴う委託料の追加 ※ 令和2年度は、前金分の30%を蔵出予算化 ※ 公共施設等適正管理推進事業債: 充当率90%、交付税措置50%(集約化分)30%(長寿命化分) ※ 全体事業費で継続費を設定(令和2年度から4年度まで)	22,727	18,900		3,827	
11	民生費	国民健康保険事業会計繰出金(人件費分)	職員人件費増額に係る国民健康保険事業会計補正予算に伴う繰出金の増額	4,662			4,662	
12	民生費	国民健康保険事業会計繰出金(財政安定化支援事業分)	国民健康保険財政安定化支援事業繰入基準額の確定に伴う繰出金の増額	2,633			2,633	
13	民生費	障害福祉総合システム拡張事業費	障害者自立支援給付審査支払等(令和3年度法改正対応分)に係るシステム改修に伴う委託料の増額	3,300	1,435		1,865	
14	民生費	介護保険事業会計介護給付費繰出金	介護給付費等増加に係る介護保険事業会計補正予算に伴う繰出金の増額 ※ 一般会計は、保険給付費の1/8を費用負担	1,002			1,002	
15	民生費	介護保険事業会計人件費繰出金	職員人件費増額に係る介護保険事業会計補正予算に伴う繰出金の増額	6,700			6,700	
16	民生費	高齢者介護予防事業費	生活管理指導短期宿泊事業の利用増加に伴う委託料の増額	400		133	267	

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			内訳
					国県支出金	地方債	その他	
17	民生費	放課後児童健全育成事業費	岐阜県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金を活用したたじつコロナプに供する消毒液等対策物品購入に伴う需用費の増額 ※ 県補助金10/10(子ども支援課の歳入)	3,438	3,432			6
18	民生費	障害児通所支援事業費	新型コロナウイルス感染症の影響による学校休校中の報酬単価の増加及び利用者数増加に伴う扶助費の増額	31,864	23,898			7,966
19	民生費	地域子育て支援拠点事業費	① 池田地域子育て支援センターの運営費に係る基準額増額に伴う指定管理委託料の増額 118千円 ② 岐阜県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金を活用した玩具滅菌車等整備に伴う備品購入費等の追加 2,000千円 ※ 補助上限額50万円/施設 補助率10/10 ※ 駅北親子ひろば、共栄、池田、笠原地域子育て支援センターの4事業所	2,118	2,078			40
20	民生費	ファミリーサポートセンター事業費	岐阜県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金を活用した空気が清浄機能付ファンヒーター等整備に伴う備品購入費等の追加 ※ まなびパーク1階 ママズブラス内	500	500			
21	民生費	子どもの貧困対策推進費	岐阜県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金を活用した学習支援事業に係るマスク等購入に伴う需用費の追加 ※ 総合福祉センター内	98	98			
22	民生費	過年度返還金(子育てのための施設等利用給付費)	令和元年度決算による国庫負担金及び県負担金の返還に伴う償還金の追加 ※ 認可外保育施設、一時預かり事業等分	6,966				6,966
23	民生費	保育所管理費	岐阜県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金を活用した飛沫防止パネル等購入に伴う需用費の増額 ※ 9保育園(2指定管理者園含む)	1,800	1,800			

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
24	民生費	保育所備品購入費	岐阜県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金を活用した掃除ロボット及び日よけテント購入に伴う備品購入費の増額 ※ 9保育園(2指定管理者園含む)	2,700	2,700			
25	民生費	私立保育所経営改善等助成費	① 岐阜県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金を活用した私立保育所等に対する感染症予防対策備品等購入支援に伴う補助金の追加 5,500千円 ※ 5私立保育園、2認定こども園、4小規模保育事業所 ② 岐阜県私立保育所等における感染予防対策事業費補助金を活用した感染症予防対策施設整備支援に伴う補助金の追加 2,500千円 ※ 県補助金1/2 50万円/施設 1,250千円 ※ 1私立保育園、2認定こども園、2小規模保育事業所	8,000	6,750			1,250
26	民生費	児童館管理運営費	岐阜県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金を活用した玩具滅菌庫等購入に伴う備品購入費等の追加 ※ 13児童館	6,500	6,500			
27	衛生費	骨髄等ドナー支援事業費	骨髄等ドナーに係る助成制度創設に伴う補助金の追加 ※ 県補助金1/2 2人分を想定 ※ 補助対象者は、ドナー本人と雇用事業所	420	210			210
28	衛生費	予防接種費	小児がん(白血病等)患者に係るワクチン再接種費用補助制度創設に伴う補助金の追加 ※ 県補助金1/2 1人分を想定	311	155			156
29	衛生費	霊園施設整備費	合葬式墓地整備工事に係る霊園整備基金の取崩しに伴う財源更正				55,657	△ 55,657
30	衛生費	病院事業会計負担金	企業債利息増額に伴う病院事業会計への負担金の増額	60				60

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			内訳
					国県支出金	地方債	その他	
31	衛生費	病院事業会計補助金	市民病院第2駐車場通路修繕に伴う病院事業会計への補助金の増額	950				950
32	衛生費	一般廃棄物処理施設等整備基金積立金	三の倉センター火災に係る全国市有物件共済会共済金確定に伴う一般廃棄物処理施設等整備基金への積立金の追加 ※ 令和元年8月31日火災発生 ※ 令和2年度末基金残高見込み 8.6億円	254,339			254,339	
33	農林水産業費	農地中間管理事業費	北小木地区における農地中間管理機構に係る地域集積協力金対象面積拡大等に伴う補助金の増額 ※ 機構集積協力金補助金(県補助金) 10/10	1,135		1,135		
34	農林水産業費	農地管理事務費	岐阜県施工の深山新池に係る整備工事費増額に伴う岐阜県土地改良事業団体連合会への負担金の増額	94				94
35	農林水産業費	緑化推進費	笠原町深山地区の官行造林解除(国の植林分を市が買取)に伴う補償金の追加 ※ 分収割合 国1/2、市1/2 ※ 令和元年度から補償金支出始まる	3,405				3,405
36	商工費	き業展関係費	① セラミックパークMINO会場からのオンライン配信事業に伴う委託料の増額 1,800千円 ※ き業展 令和3年1月29日、30日開催予定 ② 岐阜県産品購入促進補助金を活用したき業展来場者向けノベルティ購入に伴う需用費の増額 1,074千円 ※ 来場し、LINE友だち追加した者に対し、ノベルティを贈呈 ※ 県補助金3/4 1,074千円	2,874		1,074		1,800
37	商工費	観光宣伝事業費	岐阜県産品購入促進補助金を活用したオリジナルPRグッズ作製事業に伴う委託料の増額 ※ 各種催事等におけるPRグッズに活用	1,875		1,875		

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			内訳
					国県支出金	地方債	その他	
38	消防費	消防水利施設改良費	防火水槽(本町1丁目・40m ³ ・昭和36年設置)の耐震補強工事に伴う工事請負費の増額	2,957				2,957 一般財源
39	教育費	外国籍等児童生徒支援事業関係費	① 新型コロナウイルス感染症の影響による外国籍等支援員の勤務時間数増加に伴う会計年度任用職員報酬等の増額 299千円 ② 外国籍児童生徒向けの通訳・翻訳業務の増加に伴う報償費の増額 350千円	649				649
40	教育費	小学校管理備品購入費	令和3年度入学児童に係る通級学級及び特別支援学級対応に伴う備品購入費の増額 ※ 根本小、滝呂小	1,307				1,307
41	教育費	小学校教育活動支援事業費	① 新型コロナウイルス感染症予防対策に係る日帰り修学旅行等の行事支援に伴う使用料の追加 3,600千円 ※ 実施する学校は、宿泊をやめ日帰りに変更。密状態を避けるためバス車両増車 9小学校 ※ 県指定施設の見学を条件とする県補助金(10/10)を活用 ② 手配済みバス代等のキャンセル料発生に伴う補償金の追加 2,500千円	6,100	3,600			2,500
42	教育費	小学校ICT管理運営費	GIGAスクール構想における学習用端末等の運用支援業務に伴う委託料の増額 ※ 2か月分を計上	1,324				1,324
43	教育費	小学校施設改良事業費	小学校洋式トイレ工事の増額に伴う工事請負費の増額 ※ 精華小など5小学校	15,400				15,400
44	教育費	小泉小学校建替事業費(単独分)	仮設校舎撤去後のグラウンド整備に伴う工事請負費の増額 60,000千円 ※ 繰越明許費も予算化	60,000				60,000

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			内訳
					国庫支出金	地方債	その他	
45	教育費	中学校教育活動支援事業費	<p>① 新型コロナウイルス感染症予防対策に係る日帰り修学旅行等の行事支援に伴う使用料の追加 3,400千円</p> <p>※ 実施する学校は、宿泊をやめ日帰りに変更。密状態を避けるためバス車両増車 2中学校</p> <p>※ 県指定施設の見学を条件とする県補助金(10/10)を活用</p> <p>② 手配済みバス代等のキャンセル料発生に伴う補償金の追加 1,500千円</p>	4,900	3,400		1,500	
46	教育費	中学校ICT管理運営費	<p>GIGASCHOOL構想における学習用端末等の運用支援業務に伴う委託料の増額</p> <p>※ 2か月分を計上</p>	814			814	
47	教育費	中学校耐震補強事業費	<p>北陵中学校屋内運動場外壁等改修工事に伴う工事請負費の追加</p> <p>※ 令和3年度には、校舍棟を実施予定</p> <p>※ 国庫補助金1/3 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債：充当率100%、交付税措置50%</p>	29,961	19,900		75	
48	教育費	過年度返還金(子育てのため の施設等利用給付費)	<p>令和元年度決算による国庫負担金及び県負担金の返還に伴う償還金の追加</p> <p>※ 私立幼稚園分</p>	4,143			4,143	
49	教育費	東京2020オリンピック・パラリンピック関係費	<p>聖火リレー開催に係る岐阜県実行委員会負担金に伴う負担金の追加</p> <p>※ 令和2年4月4日開催予定が3月24日に中止決定</p> <p>※ 改めて令和3年4月3日開催予定</p>	3,064			3,064	
50	教育費	総合体育館駐車場整備関係費	<p>地方債発行に伴う財源更正</p> <p>※ 緊急防災・減災事業債：充当率100%、交付税措置70%</p>		124,200		△ 124,200	
51	諸支出金	土地購入事業費	<p>土地取得事業特別会計からの土地(喜多町1丁目地内)買戻しに伴う公有財産購入費等の増額</p>	12,099			12,099	

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
		合計（補正額総額）		421,714	70,626	163,000	310,129	△ 122,041

令和2年度 一般会計等内訳一覽表

(補正第6号)

(単位:千円)

	内 容		金 額
	内 容	金 額	
1 市	税法	人 市 民 税	△ 160,000
2 地 方 譲 与	税	自動車重量譲与税	
		地方揮発油譲与税	
3 利 子 割 交 付 金			
4 配 当 割 交 付 金			
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金			
6 法 人 事 業 税 交 付 金			△ 13,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金			
8 ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金			
9 環 境 性 能 割 交 付 金			
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金			
11 地 方 特 例 交 付 金			
12 地 方 交 付 税	税	普通交付税	
		特別交付税	
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金			
20 繰 入	金	財政調整基金繰入金	△ 5,277
		(うち災害留保分)	(56,823)
		特別会計繰入金	
21 繰 越 金			56,236
22 諸 収 入		市 預 金 利 子	
23 市 債 償 還 財 源		臨 時 財 政 対 策 債	
そ の 他 一 般 財 源			
	合 計		△ 122,041

令和2年度一般会計予算(補正第6号)の主要内容

(継続費)

(単位:千円)

項目	番号	事業名	総額	年度	年割額	財源内訳		
						国県支出金	地方債	その他
継続費の追加	1	文化会館改修整備事業	1,671,459	2	22,727	18,900		3,827
				3	659,068	549,600		109,468
				4	989,664	808,700		120,064
				計	1,671,459	1,377,200		233,359

(繰越明許費)

(単位:千円)

項目	番号	事業名	金額	財源内訳		
				国県支出金	地方債	その他
繰越明許費	1	新生児特別定額給付金事業費	10,000			10,000
	2	地域公共交通対策関係費 (路線バス運行継続緊急支援補助金)	10,115			10,115
	3	小泉小学校建替事業費(単独) (グラウンド改修工事)	60,000			60,000
	4	中学校耐震補強事業費 (北陵中学校屋内運動場外壁等改修工事)	29,961	19,900		75
合計			110,076	19,900		80,190

(債務負担行為) (単位:千円)

項目	番号	事業名	期間	限度額	財源				内訳
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
債務負担行為の追加	1	キャッシュレス決済収納取扱手数料	令和3年度から令和7年度まで	納付書1枚単価63.25円に枚数を乗じた額				限度額に同じ	
	2	たじっこクラブ空調機更新工事 (昭和小、根本小、北栄小)	令和3年度	3,840	2,000		1,840		
	3	「やぐならマガップも」活用推進協議会負担金	令和3年度	10,000		10,000			
	4	小中学校学習用端末運用支援業務委託	令和3年度	12,826			12,826		
	5	小中学校配膳室空調機取付工事 (6小学校及び6中学校)	令和3年度	34,820			34,820		
	6	聖火リレーミニセレブレーション事業	令和3年度	1,816			1,816		
債務負担行為の変更	1	補正前	令和3年度	2,246			2,246		
		補正後	令和3年度	2,499			2,499		

特別会計の主な事業内容

議第142号 (単位:千円)

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額	財源			繰越金
					国県支出金	市債	内訳 その他	
土地取得事業 特別会計 (補正第1号)	1	土地開発基金繰出金	先行取得土地(喜多町1丁目内)の売払収入に伴う 基金への繰出金の増額	12,290			12,290	
合 計				12,290			12,290	

議第143号 (単位:千円)

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額	財源			繰越金
					国県支出金	市債	内訳 その他	
市営住宅敷金等 特別会計 (補正第2号)	1	返還基金積立金	入居件数の増加による敷金収入の増加に伴う積立金 の増額 ※ 敷金は、3月分の家賃相当	291			291	
	2	退居者敷金返還金	退居件数の増加による敷金返還額の増加に伴う償還 金の増額	494			494	
合 計				785			785	

特別会計の主な事業内容
議第144号

(単位:千円)

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額	財源			繰越金
					国県支出金	市債	その他	
国民健康保険事業特別会計 (補正第3号)	1	職員人件費等	人事異動等に伴う人件費の増額	4,662			4,662	
	2	一般被保険者医療給付費分	財政安定化支援事業繰入基準額の確定に伴う財源更正				保険料△2,633 繰入金+2,633	
合 計				4,662			4,662	

(債務負担行為)

(単位:千円)

項目	番号	事項	期間	限度額	財源			繰越金
					国県支出金	市債	その他	
債務負担行為の追加	1	キャッシュレス決済収納取扱手数料	令和3年度から 令和7年度まで	納付書1枚単価63.25円に枚数を乗じた額				限度額に同じ

特別会計の主な事業内容
議第145号

(単位:千円)

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			繰越金
					国県支出金	市債	その他	
介護保険事業 特別会計 (補正第2号)	1	職員人件費等	人事異動等に伴う人件費の増額	6,700		6,700		
	2	居宅介護福祉用具購入費	サービス利用増加に伴う負担金の増額	2,000	711	1,289		
	3	介護予防福祉用具購入費	要支援者のサービス利用増加に伴う負担金の増額	1,100	390	710		
	4	介護予防住宅改修費	要支援者のサービス利用増加に伴う負担金の増額	1,500	533	967		
	5	高額医療合算介護サービス費	サービス利用増加に伴う負担金の増額	2,900	1,031	1,869		
	6	高額医療合算介護予防サービス費	要支援者のサービス利用増加に伴う負担金の増額	500	177	323		
合計				14,700	2,842	11,858		

(債務負担行為)

(単位:千円)

項目	番号	事項	期間	限度額	財源内訳			繰越金
					国県支出金	市債	その他	
債務負担行為の追加	1	キャッシュレス決済収納取扱手数料	令和3年度から 令和7年度まで	納付書1枚単価63,25円に枚数を乗じた額			限度額に同じ	

議第146号

後期高齢者医療特別会計 (補正第2号)
(債務負担行為)

(単位:千円)

項目	番号	事項	期間	限度額	財源内訳			繰越金
					国県支出金	市債	その他	
債務負担行為の追加	1	キャッシュレス決済収納取扱手数料	令和3年度から 令和7年度まで	納付書1枚単価63,25円に枚数を乗じた額			限度額に同じ	

企業会計の主な事業内容
議第147号

水道事業会計（補正第1号）

（債務負担行為）

（単位：千円）

項目	番号	事項	期間	限度額	財源			内訳
					国県支出金	市債	その他	
債務負担行為の追加	1	キャッシュレス決済収納取扱手数料	令和3年度から 令和7年度まで	納付書1枚単価63,25円に枚数を乗じた額			限度額に同じ	繰越金

議第148号

下水道事業会計（補正第1号）

（債務負担行為）

（単位：千円）

項目	番号	事項	期間	限度額	財源			内訳
					国県支出金	市債	その他	
債務負担行為の追加	1	キャッシュレス決済収納取扱手数料	令和3年度から 令和7年度まで	納付書1枚単価63,25円に枚数を乗じた額			限度額に同じ	

議第149号

（単位：千円）

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額
病院事業会計 （補正第1号）	1	病院医業費用(経費)	市民病院第2駐車場通路の修繕に伴う経費の増額	1,900
	2	医業外費用 (企業債利息)	令和元年度医療機器購入事業に係る企業債金利入札結果に伴う償還利息の増額	119
	3	医療機器購入費	医療機器の追加整備に伴う固定資産購入費の増額 ※ 病理検査システム、アブレーション用超音波診断装置等	50,000
合計				52,019

【参考】新型コロナウイルス感染症対応に係る補正予算の状況

(単位:千円)

新型コロナウイルス対策分の財源												
会計	補正	補正額(総額)	うち新型コロナウイルス対策分(歳出補正額)	主な事業内容	国庫支出金	うち地方創生臨時交付金	県支出金	地方債	寄附金	財政調整基金	うち可処分	繰越金
4月1日専決	一般		25,000	信用保証料に対する補助						25,000		
9月補正 ①	一般			(4月1日専決に対する) 地方創生臨時交付金の財源更正	25,000	(25,000)				△ 25,000		
4月21日専決	国保	2,520	2,520	感染者等への傷病手当金の支給			2,520					
5月補正	一般	11,573,318	11,424,728	特別定額給付金10万円 児童手当受給者への1万円上乗せ 岐阜県の休業協力金50万円に対する市負担金等	11,230,617		1,715		1,000	191,396		
9月補正 ②	一般			(5月補正予算に対する) 地方創生臨時交付金の財源更正	172,500	(172,500)				△ 172,500		
6月補正	一般	1,285,822	194,461	美濃焼GO 夏季期間内の学校給食無償化等	173,181	(173,181)	20,658		250			372
7月7日専決	一般	55,823	55,823	公立私立保育所の感染症対策 小中学校再開に伴う児童生徒の学びの保障等	40,691	(15,750)	14,805					327
9月補正 ③	一般	1,545,002	1,108,071	リモート会議実施のための環境整備 小中学校における特別教室の空調機新設 正規雇用に対する事業者向け支援等	930,274	(819,092)	13,446			231,707	(△ 4,428)	△ 67,356
12月補正	一般	421,714	114,450	新生児特別定額給付金事業(対象期間延長) 障害児通所支援事業 小中学校修学旅行等行事支援等	15,932		41,695			56,823		
合計		14,884,199	12,925,053		12,588,195	(1,205,523)	94,839		1,250	307,426	(△ 4,428)	△ 66,657

↓	地方創生臨時交付金(第1次補正予算分・総額1兆円)	(329,049)
	地方創生臨時交付金(第2次補正予算分・総額2兆円)	(876,474)
	地方創生臨時交付金(第1次補正予算分の残額)	
	計	(1,205,523)

(再掲 9月補正予算全体)

9月補正	一般	1,545,002	1,108,071		1,127,774	(1,016,592)	13,446			34,207	△ 4,428	△ 67,356
------	----	-----------	-----------	--	-----------	-------------	--------	--	--	--------	---------	----------

可処分
△4,428
災害確保分+38,635

財政判断指数の見込み

財政判断指数	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	經常収支比率 (%)	実態収支 (千円)
財政判断指数 (補正第6号)	6.2	72.5	15.3	87.8	△ 3,160,000
財政判断指数 (補正第5号)	6.1	72.6	14.9	87.9	△ 3,190,000
財政判断指数 (補正第4号)	6.2	72.4	11.7	87.7	△ 1,820,000
財政判断指数 (補正第3号)	6.2	72.4	11.7	87.7	△ 1,820,000
財政判断指数 (補正第2号)	6.1	72.4	14.7	87.7	△ 1,270,000
財政判断指数 (補正第1号)	6.1	72.4	15.0	87.7	△ 1,030,000
財政判断指数 (当初予算)	6.1	72.4	15.0	87.7	△ 1,010,000
財政判断指数(基準値)	10.0	75.0	5.0	91.0	—
財政判断指数(目標値)	8.0	72.0	9.0	88.0	—

議第150号 物品供給契約の締結について

- 1 契約の目的 解体作業対応型油圧ショベル購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 一金 18,788,000円
- 4 契約の相手方 恵那市大井町雀子ヶ根2087-220
アジア産業株式会社東濃営業所
所長 西尾 利久

【参考】

入札の執行状況：

- ・応札者数 2者（3者指名）
- ・落札率（落札金額／予定価格） 59.93%
- ・入札日 令和2年11月4日

事業概要：

- 1 解体作業対応型油圧ショベル
車両本体 1台
- 2 油圧ショベル付属機器
 - ・マグネット（外径：1,150mm、吸着質量300kg以上、発電機内蔵）
 - ・全旋回型油圧フォーク（爪の長さ1,200mm程度）
 - ・油圧カブラ（上記のマグネット、全旋回型油圧つかみ機等に対応）
- 4 履行期間
契約日～令和3年3月31日 仮契約日 令和2年11月5日

議第151号 物品供給契約の締結について

- 1 契約の目的 (仮称) 多治見市食育センター食器かご購入事業
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 一金 20,897,360円
- 4 契約の相手方 岐阜市中鶉2丁目105番
岐阜アイホー調理機株式会社
代表取締役 伊藤 隆男

【参考】

随意契約理由：(仮称) 食育センターで使用する食器洗浄機は、食器を食器かごと洗浄する洗浄機であり、専用のかごを使用しなければ、故障の原因となるため、食器洗浄機の製造元である岐阜アイホー調理機(株)と随意契約するもの。

事業概要：

- 1 購入食器かご、寸法及び数量

名称	寸法 (mm)	数量 (個)
----	---------	--------

食器かご 幼碗 (WH-008) 40枚用	329×170×294	32
食器かご 小碗 (WH-013) 40枚用	342×185×289	163
食器かご 碗 (WH-016) 40枚用	360×185×314	204
食器かご 中皿 (WH-023) 40枚用	404×220×215	319
食器かご 大皿 (WH-026) 20枚用	239×260×245	158
合 計		876

3 履行期間

契約日～令和3年6月30日 仮契約日 令和2年11月4日